

# 誓 約 書

平成 年 月 日

柳川市長 殿

住 所

氏名又は名称  
及び代表者名

印

私は、柳川市が柳川市暴力団等追放推進条例（平成21年柳川市条例第3号）に基づき、公共工事その他の市の事務又は事業により暴力団を利することとならないように、暴力団員はもとより、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を入札、契約から排除していることを認識したうえで、裏面の記載事項について説明を受け、これを了解し、下記事項について、誓約いたします。

なお、これらの事項に反する場合、契約の解除等、貴市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

## 記

- 1 建設工事請負契約約款第47条の3（以下「暴力団排除条項」という。）第1項各号のいずれにも該当しません。
- 2 暴力団排除条項第1項第1号又は第2号に該当する事由の有無の確認のため、役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。
- 3 柳川市建設工事等指名停止措置要綱（平成17年柳川市告示第14号）に基づく指名停止の措置を受けている者及び暴力団排除条項第1項各号に該当する者を下請負人としません。
- 4 暴力団排除条項第1項各号に該当する者を下請負人としていて、柳川市から当該下請契約の解除（当該下請契約の当事者でない場合は、当事者に対して解除を求めることを含む。以下「解除等」という。）を求められた場合は、解除等の求めに従います。

※ 下請負人とは、一次及び二次下請以降全ての下請負人並びに資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方をいう。

※ 上記1の暴力団排除条項第1項各号の解釈については、裏面にてご確認下さい。

## ○暴力団排除条項第1項各号の解釈について

### (1) 暴力団排除条項第1項第3号及び第4号関係

構成員等である事実を知らずに、構成員等を雇用している場合又は暴力的組織若しくは構成員等である事実を知らずに、その者と下請契約若しくは資材、原材料の購入契約等を締結した場合であっても、当該事実の判明後速やかに、解雇に係る手続や契約の解除など適切な是正措置を行わないときは、当該事実を知らずに行っているものとみなす。

### (2) 暴力団排除条項第1項第8号関係

「密接な交際」とは、例えば友人又は知人として、会食、遊戯、旅行、スポーツ等を共にするなどの交遊をしていることである。

「社会的に非難される関係」とは、例えば構成員等を自らが主催するパーティその他の会合に招待するような関係又は構成員等が主催するパーティその他の会合に出席するような関係である。

## <建設工事請負契約約款抜粋（暴力団排除条項）>

第47条の3 発注者は、関係行政機関からの通報、情報提供等に基づき、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、この契約の解除により受注者に損害があっても、発注者は、その損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団の構成員をいう。以下同じ。）であるとき。
  - (2) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその法人の役員（役員として登記又は届出がされていないが、事実上経営に参画している者を含む。）をいう。以下同じ。）が、暴力団員となっているとき。
  - (3) 暴力団員であることを知りながら、暴力団員を雇用し、又は使用しているとき。
  - (4) 暴力団又は暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料等の購入契約等を締結したとき。
  - (5) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したとき。
  - (6) 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
  - (7) 役員等が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団若しくは暴力団員を利用したとき、又は暴力団若しくは暴力団員に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。
  - (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。
- 2 発注者は、第7条の2第2項の規定により解除等を求めた場合において、受注者が正当な理由がなく発注者からの当該解除等の求めに従わなかったときは、この契約を解除することができる。この場合において、この契約の解除により受注者に損害があっても、発注者は、その損害の賠償の責めを負わないものとする。
- 3 第47条第2項及び第3項の規定は、前2項の規定によりこの契約を解除した場合について、準用する。

（発注者の解除権）

### 第47条（略）

- 2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 前項の場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

（下請負人の通知）

第7条 発注者は、受注者に対して、下請負人（1次及び2次下請以降全ての下請負人を含む。以下同じ。）の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

（下請負人に係る制限等）

第7条の2 受注者は、柳川市建設工事等指名停止措置要綱（平成17年柳川市告示第14号）に基づく指名停止の措置を受けている者及び第47条の3第1項各号に該当する者を下請負人としてはならない。

- 2 受注者が、第47条の3第1項各号に該当する者を下請負人としていた場合は、発注者は受注者に対して、当該下請契約の解除（受注者が当該下請契約の当事者でない場合は、受注者が当事者に対して解除を求めることを含む。以下「解除等」という。）を求めることができる。
- 3 前項の規定により発注者が受注者に対して解除等を求めたことによって生じる損害及び当該解除等がされたことによって生じる損害については、受注者が一切の責任を負うものとする。